

令和7年 1月31日
(2025年)

業 者 各 位 様

契 約 課 長

営業所技術者及び特定営業所技術者に関する取扱いについて

建設業法施行令(令和7年2月1日)の一部改正に伴い、営業所技術者及び特定営業所技術者について、以下のとおり取扱いますので通知します。

●建設業法第26条の5による営業所技術者等の専任要件の緩和について

営業所技術者等について、以下の条件を全て満たす場合は、他の工事現場の専任の主任技術者(予定価格(設計金額)(税込)が4,500万円(建築一式工事以外の建設工事)以上の工事に配置するもの)又は専任の監理技術者(予定価格(設計金額)(税込)が6,000万円(建築一式工事は9,000万円)以上又は下請金額合計が5,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事に配置するもの)を兼務することができます。

兼務を認める条件

- 1 予定価格(設計金額)(税込)が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。
なお、工事途中で請負金額(税込)が1億円以上(建築一式工事の場合は2億円以上)となった場合、それ以降は専任要件の緩和を活用できない。
- 2 営業所と工事現場の距離が1日の勤務時間内で巡回可能かつ移動時間がおおむね片道2時間以内であること。
- 3 下請け次数が3を超えていないこと。
- 4 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者(連絡員)を置くこと。
なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事と同業種の実務経験が1年以上あるもの。
- 5 CCUS等により、監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
- 6 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督職員に提出したうえで工事現場毎に備えておくこと。
- 7 映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器(スマートフォン等)の設置かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- 8 兼務する工事の件数が1件を超えないこと。
- 9 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。
- 10 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
- 11 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

手続き

専任の営業所技術者等の兼務を希望する場合は、競争入札参加資格確認申請時に以下の書類を契約課に提出すること。

- ・営業所技術者等の兼務届出書

適用日

令和7年2月1日以後に行う入札公告から適用する。

(適用前に入札公告を行った工事については、従前の例による)

留意事項

- 1) 営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法第26条第3項ただし書（専任特例による緩和）を併用することはできません。
- 2) 営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合は、当該現場以外の現場（非専任現場であっても）と兼務することはできません。

(様式)

年 月 日

省令^{※1}17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
------	---------------------	--

建設業者	名称 (イ ^{※2})				
	所在地 (イ)				
主任技術者 又は監理技 術者 (営業所技 術者又は特定営 業所技術者)	氏名 (ロ)				
	所属営業所名 (ロ)				※17条の5の場合のみ記載
	一日平均の 法定外労働時間 (ハ)	見込み時間		実績時間	

建設工事 1	工事名称 (ニ(1))							
	工事現場所在地 (ニ(1))							
	契約締結営業所 (ニ(1))	名称			※17条の5の場合のみ記載 ※上記所属営業所と同じである 必要			
		所在地						
	建設工事の内容 (ニ(2))		※法別表第1上段のどれか					
	予定価格の額		※1億円未満（建築一式工事の場合 は2億円未満）である必要					
	移動時間 (ニ(4))		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である 必要					
	下請次数 (ニ(5))		※3次以内である必要					
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))							
	情報通信機器 (ニ(8))							
	連絡員 (ニ(6)) ※土木一式工事又は建築一式工事の場 合は実務経験を確認できる経歴書等を 添付すること。	氏名						
		所属会社						
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間				
				年	月	～	年	月
				年	月	～	年	月
				合計			年	月

建設工事 2	工事名称 (ニ(1))						
	所在地 (ニ(1))						
	建設工事の内容 (ニ(2))		※法別表第1上段のどれか				
	予定価格の額		※1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である必要				
	移動時間 (ニ(4))		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要				
	下請次数 (ニ(5))		※3次以内である必要				
	工事現場の施工体制の確認方法 (ニ(7))						
	情報通信機器 (ニ(8))						
	連絡員 (ニ(6)) ※建設工事1と同一の連絡員の場合も記載すること。 ※土木一式工事又は建築一式工事の場合は実務経験を確認できる経歴書等を添付すること。	氏名					
		所属会社					
		実務の経験	工事名称	期間			
				年	月～	年	月
				年	月～	年	月
			合計	年	月		

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

※2：省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ